

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月29日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|--|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、階上町 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | 原木ナメコ | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| わらび(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、奥州市 | |
| 雑穀 | 大豆 | 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 穀類 | ソバ | 盛岡市(旧浜民村の区域に限る。)&及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | 同上 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。) |
| | ウグイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)&ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカ肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 |
| | くさそてつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 | |
| 雑穀 | 大豆 | 栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 穀類 | 米(平成25年産) | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) |
| ソバ | 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。) | |
| 水産物 | ヒガンフグ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | 同上 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、湯川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシ肉 | 全域 |
| | クマ肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマ肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、銚田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | イシガレイ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | コモンカスベ | |
| | シロメバル | |
| | スズキ | |
| | ニベ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | |
| | ヒラメ | |
| アメリカナマス(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 | |
| ギンブナ(養殖を除く。) | 同上 | |
| ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシ肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。 |
| その他 | 茶 | 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、福敷市、かすみぐらら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月29日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 鹿沼市 |

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 渋川市 |

| 埼玉県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |

| 千葉県 | | 出荷制限 |
|-----|--------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市 |
| | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |

| 新潟県 | | 出荷制限 |
|-----|------|-------------------|
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |

| 山梨県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |

| 長野県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-----------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|----------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

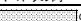
原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月29日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | | |
|--|----------|--|----------|-----------|
| 野菜類 | くさつて(ごみ) | H23.5.9～ 福島市、桑折町 | | |
| | | H24.5.1～ 福島市、伊達市、国見町、三春町 | | |
| | | H24.5.2～ 川俣町 | | |
| | | H24.5.7～ 田村市、古殿町 | | |
| | | H24.5.10～ 二本松市、大玉村 | | |
| | | H25.4.30～ 郡山市 | | |
| | | H25.5.14～ 楢葉町、葛尾村 | | |
| | | H24.5.2～ 福島市、二本松市 | | |
| | | H24.5.7～ 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、楢倉町、瑞町 | | |
| | | H24.5.10～ 伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鉾川村 | | |
| H24.5.14～ 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 | | | | |
| H24.5.17～ 桑折町、猪苗代町 | | | | |
| H25.5.7～ 柳津町、北塩原村 | | | | |
| H25.5.14～ 葛尾村 | | | | |
| H25.5.18～ 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、泉崎村 | | | | |
| H25.6.20～ 三島町、川内村 | | | | |
| H25.5.22～ 渡川町、広野町 | | | | |
| H25.5.28～ 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 | | | | |
| H25.5.29～ 三春町 | | | | |
| ぜんまい | くさつて(ごみ) | H24.5.2～ いわき市、二本松市 | | |
| | | H24.5.10～ 相馬市 | | |
| | | H24.5.24～ 川俣町 | | |
| | | H25.5.1～ 南相馬市 | | |
| | | H25.5.14～ 楢葉町、葛尾村 | | |
| | | H25.5.16～ 須賀川市 | | |
| | | H25.5.20～ 川内村 | | |
| | | H24.5.1～ いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 | | |
| | | H24.5.2～ 福島市 | | |
| | | H24.5.7～ 郡山市、白河市、瑞町、新地町 | | |
| H24.5.10～ 大玉村、西郷村 | | | | |
| H24.5.14～ 川俣町 | | | | |
| H25.4.25～ 南相馬市 | | | | |
| H25.5.14～ 広野町、鉾川村、葛尾村 | | | | |
| H25.5.18～ 二本松市、古殿町、泉崎村 | | | | |
| H25.5.20～ 川内村 | | | | |
| H25.5.28～ 本宮市、須賀川市 | | | | |
| たらのめ (野生のものに限る。) | くさつて(ごみ) | H24.4.9～ 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 | | |
| | | H24.4.18～ 伊達市、桑折町、国見町 | | |
| | | H24.5.10～ いわき市、伊達市 | | |
| | | H24.5.17～ 喜多方市、福島市、川俣町 | | |
| | | H25.4.25～ 南相馬市 | | |
| | | H25.5.14～ 二本松市 | | |
| | | H23.6.2～ 福島市、伊達市、桑折町 | | |
| | | H23.6.8～ 南相馬市 | | |
| | | H24.6.8～ 国見町 | | |
| | | H23.6.6～H24.7.11解除：相馬市 | | |
| ふきのとう (野生のものに限る。) | くさつて(ごみ) | H23.8.29～ 福島市、南相馬市 | | |
| | | H23.10.14～ 伊達市、桑折町 | | |
| | | H24.1.10～ いわき市 | | |
| | | H23.9.20～ 伊達市、南相馬市 | | |
| | | H24.9.28～ 二本松市 | | |
| | | H24.10.12～ いわき市 | | |
| | | H23.12.9～ 相馬市、南相馬市 | | |
| | | H25.1.4～ 福島市(旧大菅生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.11.15～ 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.12.25～ 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) | | |
| わらび (野生のものに限る。) | くさつて(ごみ) | H25.1.4～ 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧沢川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野村の区域に限る。) | | |
| | | H25.2.18～ 福島市(旧立子山村の区域に限る。) | | |
| | | H25.3.5～ 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) | | |
| | | H25.3.25～ 福島市(旧殿塚村の区域に限る。) | | |
| | | H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧堀本村及び旧高野村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H23.11.17～ 福島市(旧小園村の区域に限る。) | | |
| | | H23.11.29～ 伊達市(旧小園村及び旧月館町の区域に限る。) | | |
| | | H23.12.5～ 福島市(旧福島市の区域に限る。) | | |
| | | H23.12.8～ 二本松市(旧沢川村の区域に限る。) | | |
| | | H23.12.9～ 伊達市(旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。) | | |
| H23.12.19～ 伊達市(旧掛田町の区域に限る。) | | | | |
| H24.1.4～ 伊達市(旧堀本村の区域に限る。) | | | | |
| ウメ | くさつて(ごみ) | H23.8.29～ 福島市、南相馬市 | | |
| | | H23.10.14～ 伊達市、桑折町 | | |
| | | H24.1.10～ いわき市 | | |
| | | H23.9.20～ 伊達市、南相馬市 | | |
| | | H24.9.28～ 二本松市 | | |
| | | H24.10.12～ いわき市 | | |
| | | H23.12.9～ 相馬市、南相馬市 | | |
| | | H25.1.4～ 福島市(旧大菅生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.11.15～ 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.12.25～ 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) | | |
| ユズ | くさつて(ごみ) | H25.1.4～ 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧沢川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野村の区域に限る。) | | |
| | | H25.2.18～ 福島市(旧立子山村の区域に限る。) | | |
| | | H25.3.5～ 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) | | |
| | | H25.3.25～ 福島市(旧殿塚村の区域に限る。) | | |
| | | H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧堀本村及び旧高野村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H23.11.17～ 福島市(旧小園村の区域に限る。) | | |
| | | H23.11.29～ 伊達市(旧小園村及び旧月館町の区域に限る。) | | |
| | | H23.12.5～ 福島市(旧福島市の区域に限る。) | | |
| | | H23.12.8～ 二本松市(旧沢川村の区域に限る。) | | |
| | | H23.12.9～ 伊達市(旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。) | | |
| H23.12.19～ 伊達市(旧掛田町の区域に限る。) | | | | |
| H24.1.4～ 伊達市(旧堀本村の区域に限る。) | | | | |
| クリ | くさつて(ごみ) | H23.8.29～ 福島市、南相馬市 | | |
| | | H23.10.14～ 伊達市、桑折町 | | |
| | | H24.1.10～ いわき市 | | |
| | | H23.9.20～ 伊達市、南相馬市 | | |
| | | H24.9.28～ 二本松市 | | |
| | | H24.10.12～ いわき市 | | |
| | | H23.12.9～ 相馬市、南相馬市 | | |
| | | H25.1.4～ 福島市(旧大菅生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.11.15～ 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.12.25～ 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) | | |
| キウイフルーツ | くさつて(ごみ) | H23.12.9～ 相馬市、南相馬市 | | |
| | | H25.1.4～ 福島市(旧大菅生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.11.15～ 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | | |
| | | H24.12.25～ 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) | | |
| | | H25.1.4～ 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧沢川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野村の区域に限る。) | | |
| | | H25.2.18～ 福島市(旧立子山村の区域に限る。) | | |
| | | H25.3.5～ 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) | | |
| | | H25.3.25～ 福島市(旧殿塚村の区域に限る。) | | |
| | | H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧堀本村及び旧高野村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H23.11.17～ 福島市(旧小園村の区域に限る。) | | |
| H23.11.29～ 伊達市(旧小園村及び旧月館町の区域に限る。) | | | | |
| H23.12.5～ 福島市(旧福島市の区域に限る。) | | | | |
| H23.12.8～ 二本松市(旧沢川村の区域に限る。) | | | | |
| H23.12.9～ 伊達市(旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。) | | | | |
| H23.12.19～ 伊達市(旧掛田町の区域に限る。) | | | | |
| H24.1.4～ 伊達市(旧堀本村の区域に限る。) | | | | |
| 雑穀 大豆 | くさつて(ごみ) | 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡山町、船引町横道、船引町中山字小塚及び山下尻、常楽町福田、常楽町山根並びに市内固有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、259林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで及び303林班の一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字志、原町区高倉字松木、原町区高倉字五合山、原町区高倉字宇野、原町区高倉字宇津及び原町区大原字和田城並びに市内固有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(波川、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧殿塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(園ノ下、松崎川原、川向及びびねノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(置山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田中内、西郷山、曾ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田)に限る。))及び保原町柱田(狭田、平、宮ノ内、前田、福崎、砂子下及び坂岸に限る。))に限る。)、旧堀本村(柴川町大園(寺輪、清水、清水沢、松平、久保、福崎、里ケケ、山ノ口、堂木沢、堂石及び上ノ台を除く。))、須川町新田及び須川町新田に限る。)、旧石戸村、旧上原原村、旧置山村、旧小寺村及び旧高野村(置山町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧高下村、旧小浜町、旧堤沢村、旧木橋村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(巻代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧館合村の区域に限る。))及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H24.4.5～H24.7.26一部解除 | | |
| | | H24.10.25～ 須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H24.10.29一部解除 | | |
| | | H24.11.5～ 大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H24.11.6一部解除 | | |
| | | H24.11.5～ 郡山市(旧富久山町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H24.11.7一部解除 | | |
| | | H24.11.15～ 福島市(旧水原村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H24.11.12一部解除 | | |
| H24.11.15～ 三春町(旧沢石村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | | |
| H24.11.19一部解除 | | | | |
| H24.11.20～ 福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | | |
| H24.11.29一部解除 | | | | |
| H24.11.28～ いわき市(旧山田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | | |
| H24.12.4一部解除 | | | | |
| 米 (平成24年産) | くさつて(ごみ) | 福島県福島市(旧福島市、旧小園村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧沢川村の区域に限る。)、田村市(郡山町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町山字下尻、常楽町福田、常楽町山根並びに市内固有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、259林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで及び303林班の一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津)の区域に限る。))、馬場(宇五合山、宇崎川及び宇崎前線の区域に限る。)、高倉(字助常、字吹峰、字七曲、字志及び字松木高の区域に限る。)、雫(字福原の区域に限る。))、小浜(字形形を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米沢沢、小木庭、籠谷、大聖(字田窪、字森合、字森合東及び字菅前線の区域に限る。))、高(字町田、字北ノ内、字山原、字高田、字北川原、字権理、字原、字鎌倉内、字館ノ内、字弥助堂、字藤岡堂、字柳宿、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内固有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧置山村、旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内固有林福島森林管理署61林班から165林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楢葉町、川内村及び館合村(長尾並びに町内固有林福島森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | |
| | | H25.3.19～ | | |
| | | 米 (平成25年産) | くさつて(ごみ) | H25.3.19～ |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月29日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|--|--|------|
| イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除：全域 | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H23.6.8～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(澁川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：新田川(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：太田川(支流を含む。) | |
| | H24.4.5～：澁川(支流に限る。) | |
| ウグイ | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし澁川を除く。)及び日横川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) | |
| | H24.6.7～：福島県内の久慈川(支流を含む。) | |
| | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| | H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(澁川との合流点から上流部分に限る。) | |
| ウナギ | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし澁川及びその支流を除く。)及び日横川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) | |
| | H24.5.24～：福島県内の只見川のうち滝ガムの上流(支流を含む。ただし、只見ガムの上流を除く。) | |
| アユ(養殖を除く。) | H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| | H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) | |
| コイ(養殖を除く。) | H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) | |
| | H24.4.12～：澁川(支流に限る。) | |
| フナ(養殖を除く。) | H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(澁川との合流地点から上流の部分に限る。) | |
| | H24.5.31～H24.9.19解除：館岩川(支流を含む。) | |
| アイナメ | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。) | |
| | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| 水産物 | | |
| アマガレイ | | |
| アカシタヒラメ | | |
| イカナゴ(稚魚を除く。) | | |
| イシガレイ | | |
| ウスマバル | | |
| ウミタナゴ | | |
| エイソウアイナメ | | |
| キツネメバル | | |
| クロウシノシタ | | |
| クロソイ | | |
| クロダイ | | |
| ケムシカジカ | | |
| コモンカスベ | | |
| サクラマス | | |
| サブロウ | | |
| シロメバル | | |
| スケトウダラ | | |
| スズキ | | |
| ニベ | | |
| ヌマガレイ | | |
| ババガレイ | | |
| ヒガンフグ | | |
| ヒラメ | | |
| ホウボウ | | |
| ホシガレイ | | |
| マアナゴ | | |
| マガレイ | | |
| マコガレイ | | |
| マゴチ | | |
| マダラ | | |
| ムシガレイ | | |
| ムラソイ | | |
| メイトガレイ | | |
| ヒノスガイ | | |
| キタムラサキウニ | | |
| ナガゾカ | | |
| マツカフ | | |
| ホシザメ | | |
| ショウサイフグ | | |
| サヨリ | | |
| 肉 | H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) | |
| | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大倉町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 | |
| | H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 | |
| | H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪江町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楨町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鏡川村 | |
| | H25.1.30～：全域 | |
| | H25.1.30～：全域 | |
| | H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪江町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、楨町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鏡川村 | |
| H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝村 | | |
| ノウサギの肉 | H25.1.30～：全域 | |
| ヤマドリ肉 | H24.11.13～：全域 | |

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月29日現在

| 青森県 | | 出荷制限 | |
|-------------|-----------------|---|--|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26～：十和田市、藤上町 H24.10.30～：青森市 | |
| 水産物 | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻産地灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町増巻岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| 岩手県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市 | |
| | 原木くりたけ(露地栽培) | H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 | |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市 | |
| | 原木なめこ(露地栽培) | H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.16～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 | |
| | こしあぶら | H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.16～：遠野市 | |
| | せり(野生のものに限る。) | H24.5.30～：一関市、奥州市 | |
| | ぜんまい | H24.5.16～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 | |
| | わらび(野生のものに限る。) | H24.5.16～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 | |
| | 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～ H25.2.4一部解除：一関市(旧藤清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) |
| | 穀類 | ソバ | H24.11.13～ H24.12.12一部解除：盛岡市(旧沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～：奥州市(旧衣川村の区域に限る。) |
| | 水産物 | スズキ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | クロダイ | H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | マダラ | H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | イワナ(養殖を除く。) | H24.5.8～：磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。) |
| ウグイ | | H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀧ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、瀬取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～：気仙川(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.1～ H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | クマの肉 | H24.9.10～：全県 | |
| | シカの肉 | H24.7.26～：全県 | |
| | ヤマドリ肉 | H24.10.22～：全県 | |
| 宮城県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.1.16～：白石市、角田市 H24.3.9～：丸森町 H24.3.15～：蔵王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：登米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大和町、重谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大衡村 | |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.10.18～：栗原市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：栗原市、大崎市 | |
| | くさそて(こごみ) | H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市 | |
| | こしあぶら | H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 | |
| | ぜんまい | H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 | |
| | 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～ H25.3.15一部解除：栗原市(旧田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) |
| | 穀類 | 米(平成25年産) | H25.3.19～：栗原市(旧沢田村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) |
| | | ソバ | H24.11.18～ H25.1.11一部解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～：大崎市(旧一栗村の区域に限る。) |
| | 水産物 | クロダイ | H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域で囲まれた海域 H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | | スズキ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | | ヒラメ | H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | | マダラ | H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの) |
| | | ヒガシフグ | H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.14～：大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)&及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに豊川4号堰の上流を除く。) |
| イワナ(養殖を除く。) | | H24.5.28～：江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)&及び二道川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)&及び碓氷川の上流(支流を含む。) H24.12.6～：広瀬川(支流を含む。) | |
| ウグイ | | H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。) | |
| 肉 | | 牛の肉 | H23.7.28～H23.8.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| | | イノシシの肉 | H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 |
| | クマの肉 | H24.6.25～：全県(上記地域を除く。) H24.6.25～：全県 | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月29日現在

| 山形県 | | 出荷制限 | |
|----------------|---|---|--|
| 肉 | クマの肉 | H24.9.10～：全域 | |
| 茨城県 | | 出荷制限 | |
| 原乳 | | H23.3.23～4.10解除：全域 H23.3.21～4.17解除：全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市 | |
| 野菜類 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.17解除：全域 | |
| | カキナ | H23.3.21～4.17解除：全域 | |
| | パセリ | H23.3.23～4.17解除：全域 | |
| | タケノコ | H24.4.6～：潮来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.18～：ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.26～：北茨城市、大洗町 | |
| | 原ホシイタケ(露地栽培) | H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.4.6～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市 | |
| | 原ホシイタケ(施設栽培) | H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町 | |
| こしあぶら | H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。) | | |
| 水産物 | インガレイ | H24.7.5～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | スズキ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | シロマバル | H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | ニベ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | マダラ | H24.11.9～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | ヒラメ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30解除：北緯38度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | コモンカスベ | H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | アメリカナズ(養殖を除く。) | H24.4.17～：龍ヶ崎、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの浦沼に流入する河川並びに常陸利根川 | |
| | キンブナ | H24.4.17～：龍ヶ崎、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの浦沼に流入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。) | |
| | ウナギ | H24.5.7～：龍ヶ崎、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの浦沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.12.2～ H23.12.21一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) | |
| その他 | 茶 | H23.6.2～：以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 | |
| | 新木県 | 出荷制限 | |
| | 原乳 | H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 | |
| | ホウレンソウ | H23.3.21～4.27解除：全域 | |
| | カキナ | H23.3.21～4.14解除：全域 | |
| | 野菜類 | 原ホシイタケ(露地栽培) | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：栃木市、壬生町 H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.5.29～：さくら市 H24.8.4～：鹿沼市 H24.8.28～：壬生町 H24.11.29～：日光市 |
| | | 原ホシイタケ(施設栽培) | H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町 |
| | | 原ホシイタケ(露地栽培) | H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.16～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那珂川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市 |
| | | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市 |
| | | タケノコ | H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市 |
| | | くさもてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 |
| | | こしあぶら(野生のものに限る。) | H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.5.15～：さくら市 H25.4.25～：那珂川町 |
| | | さんしょう(野生のものに限る。) | H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市 |
| | | ぜんまい(野生のものに限る。) | H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 |
| | | たらのめ(野生のものに限る。) | H24.5.2～：市貝町 H25.4.16～：宇都宮市 H25.4.18～：塩谷町 |
| わらび(野生のものに限る。) | H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H25.4.16～：宇都宮市、日光市 H25.5.28～：矢板市 | | |
| クリ | H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市 | | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月29日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|---------------------------|-----------------------|--|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.9.28解除：大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。) |
| | | H24.5.30～H25.1.23解除：武茂川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.2～ H23.8.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| | イノシシの肉 | H23.12.2～ H23.12.5一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| | シカの肉 | H23.12.2～：全域 |
| その他 | 茶 | H23.6.2～：鹿沼市 H23.7.8～H24.5.1解除：栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除：全域 |
| | カキナ | H23.3.21～4.8解除：全域 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.25～：沼田市、東吾妻町、嬬恋村 |
| | | H24.10.10～：高山村 |
| H24.10.16～：安中市 | | |
| H24.10.23～：長野原町 | | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川(支流を含む。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。) |
| | | H24.6.8～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) 及び薄根川(支流を含む。) |
| | 肉 | イノシシの肉 |
| クマの肉 | | H24.9.10～：全域 |
| シカの肉 | | H24.11.14～：全域 |
| ヤマドリ | | H25.1.23～：全域 |
| 茶 | | H23.6.30～：渋川市 H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.16～：横瀬町、皆野町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：鳩山町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 |
| | シュンギク、チンゲンサイ、サンバセリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 |
| | セルリー | H23.4.4～4.22解除：旭市 |
| | タケノコ | H24.4.5～：市原市、木更津市 |
| | | H24.4.6～：我孫子市、栄町 |
| | | H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市 |
| | | H24.4.12～：船橋市 |
| | 原産シイタケ(露地栽培) | H24.4.18～：芝山町 |
| | | H23.10.11～：我孫子市、香取市 |
| | | H23.11.18～：流山市 |
| | | H23.12.22～：佐倉市 |
| | | H24.2.23～：印西市 |
| H24.4.10～：白井市 | | |
| H24.4.18～：千葉市、八千代市 | | |
| H24.5.16～：山武市 | | |
| 原産シイタケ(施設栽培) | H24.11.14～：富津市 | |
| | H24.5.16～：山武市 | |
| | H24.11.14～：富津市 | |
| | H24.12.14～：君津市 | |
| 水産物 | ギンブナ | H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.11.5～ H25.1.18一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| その他 | 茶 | H23.6.2～9.7解除：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市 |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| その他 | 茶 | H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～：全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.26～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.20～：軽井沢町、御代田町 H24.10.11～：小海町、南牧村 H24.10.11～：佐久市 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～：御殿場市、小山町 |

※ の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料 3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年5月29日現在

| 福島県 | | 摂取制限 |
|-----------------|---------------------------|--|
| 野菜 | 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマナ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 |
| | | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) |
| | | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 |
| | | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| 野菜 | 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 |
| | | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) |
| | | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| | | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) |
| 野菜 | アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) |
| | | H23.3.23～5.4解除：いわき市 |
| | | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 |
| | | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)&及び大玉村 |
| | | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| 野菜 | 原木しいたけ(露地) | H23.4.13～： 簗館村 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) |
| | | H23.9.15～： いわき市、棚倉町 |
| H23.9.20～： 南相馬市 | | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除： 全域 |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.3.29～： 新田川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、簗館村 |
| | | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

※ [] の箇所は摂取制限の対象